

1. はじめに

独立行政法人日本学生支援機構（略称 JASSO。以下「機構」という。）では、文部科学省が所管し、機構が実施する留学のための給付型奨学金制度「海外留学支援制度（前「留学生交流支援制度」）」の制度内容について、2年間にわたり評価・分析を行った。

海外留学支援制度は、わが国の大学等が諸外国の高等教育機関等との学生交流に関する協定等に基づき、短期間、わが国の大学等に学生を受入れ、または諸外国に派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、学生交流の充実を図り、グローバル人材を育成するとともに、わが国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的としている。

本制度の起源は昭和 47 年度に開始した 3 カ月以上 1 年以内の派遣交換留学生への奨学金である「学生国際交流制度」に求めることができる。平成 6 年度以降「短期交換留学生受入れ支援制度」および「短期留学推進制度」を経て、平成 21 年度から平成 25 年度までは「留学生交流支援制度」を実施した。そして、平成 23 年度には、「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」および「日本再生の基本戦略」により、戦略的な留学生交流の促進、グローバル人材の育成、若者の留学推進等の方針が示された。¹このような流れを受けて、機構では、平成 23 年度より 3 カ月未満の学生受入れまたは派遣プログラムに対する支援として、「留学生交流支援制度」に「ショートステイ・ショートビジット」を加えて実施した。

本制度は、文部科学省の補助事業として実施しているものであるため、平成 24 年 6 月 20 日に実施された同省の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象となったが、その評価結果において、「抜本的改善」という結論となった。

このため平成 25 年度の実施より、「ショートステイ・ショートビジット」を廃止する一方、「短期派遣・短期受入れ」については、学生の質をより担保する観点から、選考基準の厳格化や家計基準の導入など制度の改善を図った。また「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）実現のため、平成 26 年度から新たに「海外留学支援制度」において実施することになった。

なお、評価結果のうちのひとつに挙げられた「教育の質を向上させるために、より効果的な事業の在り方を検討すべき」の効果的な実践を目的として、平成 25 年度から機構に「評価分析委員会」および同ワーキンググループを設置して、大学等や支援学生を対象に追加アンケートや訪問調査を行い、制度の成果について検証した。

本委員会における検証結果を踏まえて、ここに委員会として事業の今後の方向性について報告書を示すものであるが、更なる大学等の高等教育機関や学生のグローバル化に資するた

¹ 日本学生支援機構 10 年史 P406, 408

めにより効果的な運用が実行されることを期待したい。

(注) 本制度の名称は行政事業レビュー実施時(平成 24 年度)および評価・分析初年度(平成 25 年度)においては「留学生交流支援制度」であったが、平成 26 年度より制度名称が「海外留学支援制度」と変更となった。このため本報告書においても、平成 25 年度以前に実施した、もしくは平成 25 年度以前を対象とした制度、調査や評価・分析については「留学生交流支援制度」、平成 26 年度以降に関しては「海外留学支援制度」の名称をそれぞれ使用している。同様に「短期派遣」「短期受入れ」という名称も平成 27 年度からそれぞれ「協定派遣」「協定受入」に変更となったため、平成 26 年度までの制度等に関する箇所には「短期派遣」「短期受入れ」の名称を使用している。

2. 「留学生交流支援制度／海外留学支援制度の評価・分析（フォローアップ）」の概要について

（1）評価・分析（フォローアップ）調査実施に至る経緯

ア. 留学生交流支援制度への行政事業レビュー

【行政事業レビューの概要】

行政事業レビューは、政府府省が自ら国の事業について前年度の執行状況等の事後点検を行い、事業内容や目的、成果、資金の流れ、点検結果などを書いた各府省共通のレビューシートを作成、公表する制度で、平成 23 年度から実施されている。²

平成 24 年度には、文部科学省が「留学生交流支援制度」を行政事業レビューの対象としたため、同年 6 月 20 日に実施された行政事業レビュー「公開プロセス」において、「留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業」（以下、留学生交流支援制度という。）は、次の評価を受けた。³

【行政事業レビューの結果】

○ 評価結果

抜本的改善（廃止 3、一部改善 3）

○ とりまとめコメント

本事業については、「廃止」3名、「一部改善」3名との結果を踏まえ、「抜本的改善」という結論とし、以下の2点のコメントを付すこととする。

- ① 高等教育改革全体の方向を踏まえて、それぞれの事業の目的を明確にしながら対象者の選考方法や単位取得などのプログラム内容等、教育の質を向上させるために、より効果的な事業の在り方を検討すべき。
- ② 特に、3ヶ月未満の短期受入・派遣事業については、各大学等がこれまで自主的に実施してきた学生交流事業との関係について整理するとともに経済的理由で参加が困難である学生等に支援対象を重点化するなどしっかりと見直しをすべき。

この結果を受け、文部科学省ではショートステイ・ショートビジットプログラムを廃止とし、短期受入れ・短期派遣については各種の制度改善を行うこととした。

行政事業レビューを踏まえ計画された主な改善案は以下のとおりである。

² 内閣官房ホームページ「行政事業レビュー」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/review.html>

³ 文部科学省ホームページ「行政事業レビュー『コメントシート』」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afiedfile/2012/06/20/1322354_1.pdf

上記コメントシートを含む評価結果は文部科学省ホームページ内「平成 24 年度行政事業レビュー公開プロセス評価結果・配付資料・議事録」ページに掲載されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1322356.htm

○制度面の改善

- ① 短期派遣・受入れ（3 カ月以上 1 年未満）と短期派遣・受入れ（3 カ月未満）の事業区分廃止
- ② 短期派遣・受入れ（3 カ月以上 1 年未満）の大学推薦枠の廃止
- ③ 奨学金額の地域差導入（短期派遣）
- ④ 継続的な改善体制の構築
- ⑤ 大学等のグローバル化のための体制整備事業との連携強化

○運用面の改善

- ① 採用時の申請条件、審査の厳格化
- ② 成績・収入要件の厳格化
- ③ フォローアップ（本制度による支援終了後の報告・追跡調査等）の厳格化、体制の強化

上記の改善案の多くは、平成 25 年度より募集要項に取り入れられた。

また、「運用面の改善③」に挙げられた「フォローアップの厳格化、体制の強化」の実施については、プログラム選考における「審査の観点」に盛り込むとともに、本制度による支援対象の大学等・学生が提出する報告書様式を改訂し、より詳しい留学状況を収集することとした。さらに、本制度の継続的な事業内容の改善に資するために、平成 25 年度より有識者による「評価分析委員会」および「評価分析委員会ワーキンググループ」を本制度実施委員会の下に設置し、自己評価・分析および必要な調査を実施することとした。

イ. 海外留学支援制度の沿革・概要

平成 26 年度までの本制度の沿革については、以下のとおりである。

【制度沿革】

- 昭和 47 年度 「学生国際交流制度」として協定等に基づく 3 カ月以上 1 年以内の派遣留学の支援を開始
- 平成 6 年度 「短期交換留学生受入れ支援制度」発足
- 平成 7 年度 「短期交換留学生受入れ支援制度」に代わり、「短期留学推進制度（受入れ・派遣）」開始。対象はアジア太平洋地域等
- 平成 8 年度 同制度にて全世界対象の支援を開始し、「学生国際交流制度」は発展的解消
- 平成 20 年度 「短期留学推進制度（受入れ）」に代わり文部科学省の補助金事業として「短期外国人留学生支援制度」開始
- 平成 21 年度 「短期外国人留学生支援制度」「短期留学推進制度（派遣）」に代わり「留学生交流支援制度（短期受入れ・短期派遣）」開始。同時に支援希望大学等に人数枠を割り当てる「大学推薦枠」に加え、留学プログラムを採択し当該プロ

グラムに支援人数を割り当てる「プログラム枠」の支援開始。「留学生交流支援制度（長期派遣）」開始

平成 23～24 年度 「短期受入れ」「短期派遣」に加え「ショートステイ・ショートビジット」プログラムを開始。3 カ月未満という特に短期間の留学プログラムの支援を実施

平成 24 年 6 月 20 日 行政事業レビュー実施

平成 25 年度 「ショートステイ・ショートビジット」プログラムを廃止し、短期受入れ・短期派遣については留学支援期間を 8 日以上 1 年以内とした。このとき大学推薦枠方式を廃止し、以後、プログラム枠による採択のみ実施

平成 26 年度 「海外留学支援制度」に名称変更

前項にて説明した行政事業レビューを受け、さらに制度変更を経た平成 26 年度時点の「海外留学支援制度（短期派遣・短期受入れ）」の概略について、以下に記載する。⁴

【趣旨】

- ・海外留学支援制度（短期派遣）は、わが国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）（以下「高等教育機関」という。）が、諸外国の高等教育機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に相当する諸外国の機関をいう。）等と学生交流等に関する協定等を締結し、それに基づき、わが国の高等教育機関に在籍したまま、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、わが国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。
- ・海外留学支援制度（短期受入れ）は、わが国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）（以下「高等教育機関」という。）が、諸外国の機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に相当する諸外国の高等教育機関をいう。）と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関から短期間学生を受入れる場合に、当該学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、わが国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、わが国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

【申請および採否決定】

（短期派遣）本制度による派遣プログラムの実施を計画し、これに参加する学生に対する奨学金の支援を希望する日本の高等教育機関（以下「在籍大学等」という。）の長は、機構が指定する申請書類等を取りまとめた上、機構理事長宛に申請を行うものとする。

⁴ 平成 26 年度海外留学支援制度（短期派遣・短期受入れ）実施要項

機構は審査の上、支援する派遣プログラムおよび奨学金支給割当人数を決定し、在籍大学等の長へ通知する。

(短期受入れ) 本制度による受入れプログラムの実施を計画し、これに参加する学生に対する奨学金の支援を希望する日本の高等教育機関(以下「受入れ大学等」という。)の長は、機構が指定する申請書類等を取りまとめた上、機構理事長宛に申請を行うものとする。

機構は審査の上、支援する受入れプログラムおよび奨学金支給割当人数を決定し、受入れ大学等の長へ通知する。

【支援期間】

8日以上1年以内

【奨学金の支給】

(短期派遣) 留学先国・地域により、月額6万円・7万円・8万円・10万円の4種類

(短期受入れ) 月額8万円

※プログラム実施期間を31日毎に区切り、それぞれ1か月分の奨学金を支給する。ただし、1プログラムにつき12回を支給上限とする。

【奨学金支給対象者の主な要件】

- ・在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、機構が定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。
- ・経済的理由により、自費のみでのプログラムへの参加が困難な者

【フォローアップ・成果検証に係る審査の主な観点】

- ・学生の派遣／受入前後の効果測定や意識の変化を適切に把握しているか。
- ・自己点検を実施し、プログラムの成果を測ることが具体的に計画されているか。
- ・実施報告会やシンポジウム等によりプログラム実施の成果を学内に波及させる取り組みを行っているか。
- ・ソーシャルネットワークサービス等を活用した学生同士(派遣／受入学生同士又は派遣／受入学生と派遣先／受入大学等の学生間)のコミュニティの形成が計画又は推進されているか。
- ・機構が実施する各種調査に協力できる体制であるか。

(2) 評価・分析(フォローアップ)調査の実施方針・計画

機構では、行政事業レビューでの結果を受け、留学生交流支援制度の評価・分析(フォローアップ)の実施方針および計画を以下のように策定した。

【実施方針】

留学生交流支援制度の事業としての成果、採択プログラムの成果、支援を受けた学生等の成果について評価・分析を行い、継続的な事業内容の改善に資する。また、採択プログラム等の評価・分析結果に基づき、短期留学プログラムのグッドプラクティス（優良実践事例）を選定し、シンポジウム等の開催を通じて広く共有する。

【実施する事項】

① 成果指標に関する検討および設定

- 「審査の観点」や、これまでの実施報告書等を分析し、成果・効果等について定量的・定性的に把握可能な項目を検討・設定
- 現在提出を義務付けているアンケートの項目を再検討するため、大学等と学生に対して「追加アンケート」の実施および分析を行う。
- 大学等の協力を得て訪問調査を実施し、支援を受けた／受けている学生からのヒアリング等を実施

② グッドプラクティスの選定

これまでに採択されたプログラムについて、上記成果指標に基づいて申請書・報告書の分析等を行い、高い成果・効果があがっていると評価できるプログラムをグッドプラクティスとして選定

③ シンポジウム等の開催

グッドプラクティスや、評価・分析を通して得られた知見（留学プログラムの計画にあたって留意すべき点等）を共有するため、シンポジウムを開催

【実施計画】

以上の調査等は、規模を鑑み、2 カ年計画（初年度は短期派遣、次年度は短期受入れを対象とする。）で各種調査を行い、最終的に評価分析結果を報告書にとりまとめ、公表する。

平成 25 年度

- ・留学生交流支援制度（短期派遣・ショートビジット）プログラム実施校への書面調査（プログラム申請書・実施報告書の分析）
- ・訪問調査の実施
- ・留学生交流支援制度（短期派遣・ショートビジット）支援対象校・学生に対する「追加アンケート」の実施
- ・学生向けアンケート結果の分析
- ・グッドプラクティスの選定および留学生交流支援制度（短期派遣）事例報告会の開催

平成 26 年度

- ・訪問調査の実施
- ・留学生交流支援制度（短期受入れ）支援対象校・学生に対する「追加アンケート」の実施

- ・ 学生向けアンケート結果の分析
- ・ 留学生交流支援制度／海外留学支援制度（短期派遣、短期受入れ）評価分析報告書の取りまとめ

（３）実施体制（評価分析委員会・同ワーキンググループ）

評価分析は、留学生交流支援制度実施委員会の下に「評価分析委員会」および「評価分析委員会ワーキンググループ」を新たに設置して実施した。

【評価分析委員会】

評価分析委員会は、本制度の評価分析の実施方針を定め、その実施に必要な内容・方法等を決定し、それに基づいて実施するとともに、評価分析結果をまとめ、最終的に実施委員会に報告した。

【評価分析委員会ワーキンググループ】

評価分析委員会ワーキンググループは、評価分析委員会が決定した実施方針に基づいて、大学等から提出されたプログラムの申請書・実施報告書に対する書面調査や支援した学生に対する追加アンケートの分析を行い、評価分析委員会に報告した。